

【参考資料】（醍醐報告用）

【1】NHKの人事・予算への政府・国会の関与の是非

「NHKの仕組みや事業内容、予算の成立要件等については、放送法をはじめとする諸法令に定められている。経営委員会の委員が衆参両議院の同意に基づいて、内閣総理大臣によって任命されること、各年度の予算についても、国会承認を必要とすること等は、その端的な例である。NHKの公共性は、内閣や国会が関与するこうした仕組みによって担保される、というわけである。

だが、ほんとうにそうなのだろうか。むしろこの制度こそが、肝心の視聴者を軽視する傾向を生み出してはいないだろうか、と私たちは危惧している。」

「視聴者は有権者と同義なのか。有権者の代表たる衆参両議院の議員は、同時に、税金とは別に受信料を払っている視聴者を代表できるということか。あるいは、NHKは予算等の説明を国会ですれば、視聴者へのアカウントビリティー（説明責任）を果たしたことになるというのだろうか。」

おそらく、そうではない。NHKに限らずマスメディアは、立法・行政・司法の三権から十分な距離をとって存在し、広範な視聴者や読者とのあいだに＜直接的＞な信頼関係を築くことで、その存在の根拠と正統性を獲得するものである。」（「デジタル時代のNHK懇談会」最終報告書より）

【2】NHK予算の国会承認制の性格

「小澤国務大臣　・・・私どもはこの条項〔NHK予算の国会承認制を定めた放送法〕を、一般国家の予算と同じではなくて、総括的にただ承認を得る、従って修正とかいうものは、一般官庁の予算のような、非常に詳細な御審議を願う意味ではなくして、国民からとった聴取料のむだづかいがあるかないかという点を、大ざっぱに承認を求めるとい趣旨で一致をいたしたのであります、・・・」（衆議院電気通信委員会、1951年1月27日）

【3】NHKの人事・予算への国会の関与の是非

「公述人（河田進君）　・・・殊に問題となりますのは、国会とは何と云っても、デモクラシーの原則に従いまして、これはすべての討議を多数決によって処理して行くところがあります。ところが放送、言論機関である放送は、その多数決に至るまでの国民の一人一人の、隅から隅までの或いはそれぞれの立場からの完全な少数者と雖も、その声を全国に伝えて、共に討議の糧となるべきものを提供するところでもあります。その討議の糧となったものから議論が発達いたしまして、法案が成文化され、国会にかけられるならば、これはやはり多数決でやって行かれるのは結構でございます。多数党横暴というようなことは、言論を抑えれば横暴でございますが、議決を多数を以ってやって行くのは当然でございます。デモクラシーの原則でございます。そのデモクラシーの原則を持つ国会がそういう言論機関に入ることによって必ずしも明朗な結果を生じない。却つて妙な錯覚を少数党或いは特殊な意見の持主に与えて、国会が言論を左右するという錯覚を持たせる虞れもあると思っておりますので、・・・」（参議院電気通信委員会、1950年2月1日。河田進は当時、日本放送労働組合の役員）

#### 【4】NHK経営委員の内閣総理大臣任命制に対する危惧・批判

「川島〔武宣〕公述人　・・・私はこれを端的に言えば、日本放送協会というものは、これは民衆から金を集めて、その金で放送事業をやるという、いわば放送を信託されておる受託者だという関係にある。そういう性質のものだと思うのであります。つまり一種の人民と放送局との間の信託関係だと思うのであります。」

「・・・たとえば一番大きな問題は、経営委員会というものは内閣総理大臣が任命いたします。そうしてその経営委員になった人は、委員たるに適しない非行があるときにはこれは何どきでも総理大臣が首を切ることができることになっておりますが、これは一体どういう場合に委員たるに適しない非行があるのか、これは考えようによってはたいへんなことになるのであります。」

「私がおそれるのは、非常に骨のない、何でも言うことを聞くイエス・マンを入れるとか、また両議院の同意とはいいますが、大体多数党と総理大臣は一緒である。従って今は民自党が多数であるが、そのときに選んだ人が、今度はほかの政党が多数になると首切られてしまって、首のすげかえができる。・・・ほんとうに総理大臣及び国会が、自党の利益を考えないということを前提にしても、言論機関を政治的権力のコントロールのもとに置くということは、根本的に憲法の精神に反するのではないかという疑問を、法律家として持つということをつけ加えさせていただきたいと思います。」（衆議院電気通信委員会公聴会、1950年2月8日）

#### 【5】戦後民主化に伴う言論機関としての放送の機能の回復・拡充

「更に内容面でみると言論の自由という、終戦になって初めて与えられた、基本権を活発に番組に盛ったことである。前に述べたように『私たちのことば』、『街頭録音』は、いずれも放送の言論機関としての機能を拡充したものであるが、それはまた言論の自由を確保し、鼓吹したものであった。また、『放送討論会』の前身をなすスタジオ内の『ラジオ座談会』が、同じ趣旨で生まれた。昭和20年11月20日その第1回を始めているが、講師は中立、保守、急進の三政治的傾向を有する牧野良三、清瀬頼一郎、徳田球一の三氏、しかも題材は天皇制であった。・・・続いて憲法改正、農民問題、食糧問題、労働問題、宗教問題、婦人問題などを取り上げたが、従来何れの場合にも一つの考え方しか放送されなかった国民に、凡ゆる角度から物を考え、物事を自主的に究明する方法が提出されたことは、とにかく大きな進歩であったといわねばならない。」

「進んで政治思想を取り上げることになったことも、終戦後の放送の一大特色であろう。従来放送は政治に対しては、時の政府の代弁をつとめるに過ぎなかった。しかし、終戦後、一般大衆の政治思想を涵養することが、日本の民主化の大きな課題となって来たので、放送は各種の番組において、この問題を取り入れたのである。」（日本放送協会『日本放送史』1951年、1100～1101ページ）